5　令第二十三条の三の四第十項第二号に規定する総務省令で定める者は、令第二十三条の三の三第一項（同条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）、第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第七項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第二十三条の三の五第一項第二号ホ又は第三号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるとしたならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

6　令第二十三条の三の四第十一項第四号に規定する総務省令で定める者は、令第二十三条の三の三の二第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第二十三条の三の五第一項第一号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるとしたならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

［新設］

7　令第二十三条の三の四第十二項第四号に規定する総務省令で定める者は、令第二十三条の三の三の二第二項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第二十三条の三の五第一項第二号ホ又は第三号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるとしたならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

［新設］

8　令第二十三条の三の四第十二項第五号に規定する総務省令で定める者は、令第二十三条の三の三の二第二項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第二十三条の三の五第一項第二号ヘ又は第三号への規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるとしたならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

［新設］

（令第二十三条の三の六第一項第五号の総務省令で定めるところにより算定した金額）

第二条の四の九　令第二十三条の三の六第一項第五号の総務省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間において、基準日組合員又は基準日被扶養者が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる金額とする。

第一欄	第二欄
［一～四　略］	
五	［略］
	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額
［六～八　略］	

（令第二十三条の三の六第二項の総務省令で定めるところにより算定した金額）

第二条の四の十　［略］

［一　略］

二　令第二十三条の三の六第一項第五号に掲げる金額に相当する金額　同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る金額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる金額を、次の表の下欄に掲げる金額に読み替えて適用する同条の規定によりそれぞれ算定した金額

［略］	［略］

（令第二十三条の三の六第一項第五号の総務省令で定めるところにより算定した金額）

第二条の四の九　［同上］

第一欄	第二欄
［一～四　同上］	
五	［同上］
	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額
［六～八　同上］	

（令第二十三条の三の六第二項の総務省令で定めるところにより算定した金額）

第二条の四の十　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

［同上］	［同上］